

新旧対照表

【関税法基本通達（昭和 47 年 3 月 1 日蔵関第 100 号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改 正 後	改 正 前
<p>第 3 章 船舶及び航空機</p> <p><u>(外国貿易船の航路に関する書面の提出)</u></p> <p><u>15-3-4 法附則第 7 項の規定により、とん税法（昭和 32 年法律第 37 号）附則第 6 項に規定する外国貿易船の船長から提出させる書面は、「国際基幹航路届」（C-2020）1 通とする。</u></p>	<p>第 3 章 船舶及び航空機</p> <p><u>(新規)</u></p>